

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	高知県奈半利町

奈半利町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 奈半利町役場 地域振興課
所在地 高知県安芸郡奈半利町乙 1659-1
電話番号 0887-38-4011
FAX番号 0887-38-7788
メールアドレス nishiuchi_kosuke@town.nahari.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、カラス、ハクビシン
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	高知県奈半利町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の実績	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	60千円、0.08ha
	露地野菜	162千円、0.14ha
シカ	水稲	68千円、0.09ha
	露地野菜	103千円、0.11ha
サル	果樹	被害面積・被害金額を計上するに至らなかった。
カラス	露地野菜	28千円、0.54ha
ハクビシン	野菜	被害面積・被害金額を計上するに至らなかった。

(2) 被害の傾向

イノシシ	被害は年間を通じて発生し、水稲、露地野菜を食害し踏み荒らす。また、ミミズや草木の球根などを求めて圃場の畦畔・水路を掘り崩し、様々な被害をもたらしている。
シカ	被害は年間を通じて発生し、水稲、露地野菜を食害し踏み荒らす。また、植林への被害が増加傾向にある。近年の調査では、被害地域の増加が確認されている。
サル	令和2年度は被害の確認がなかったものの、一部の地域で果樹の食害の恐れがある。
カラス	被害は年間を通じて発生し、果樹の食害がみられる。近年での被害は減少傾向にある。
ハクビシン	令和2年度は被害の確認がなかったものの、家庭菜園への食害の恐れがある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度実績）	目標値（令和6年度）
被害金額 （イノシシ）	222 千円	180 千円
被害面積 （イノシシ）	0.22ha	0.17ha
被害金額 （シカ）	171 千円	140 千円
被害面積 （シカ）	0.20ha	0.16ha
被害金額 （サル）	—	—
被害面積 （サル）	—	—
被害金額 （カラス）	28 千円	21 千円
被害面積 （カラス）	0.54ha	0.43ha
被害金額 （ハクビシン）	—	—
被害面積 （ハクビシン）	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	捕獲檻を被害地域へ貸出。 狩猟者の確保を目的として、 狩猟免許等の取得に費用への補助を実施。	狩猟者が高齢化しており、新規狩猟者の確保が課題。
防護柵の設置等に関する取組	奈半利町では、有害鳥獣被害防止事業により防護柵設置者に対して補助を行ってきた。また、令和2年度には国の交付金事業にて一部の地区に広範囲に渡る防護柵を設置することができた。	広範囲に渡って柵を設置した地区以外での被害は未だ報告がある。共同防除の推進をする必要がある。

(5) 今後の取組方針

前三年間の取組において、新規狩猟者の確保や捕獲実施隊の増員、捕獲檻の貸出、防護柵の設置に対しての補助等により一定の成果を挙げた。

しかしながら、狩猟者、農林業者共に高齢化が進んでおり、町内の鳥獣被害に対する防止体制が確立されているとは言い切れない。

これらを踏まえ、イノシシ、シカ、サル、カラスによる農林業被害を防止するために、狩猟者免許取得の啓発、防護柵の普及と防護資材に関わる補助制度の周知を引き続き行う。また、専門知識を持つ鳥獣被害対策専門員とも連携して被害対策への科学的助言等もいただきながら、被害地域の加害鳥獣の分析や防除方法等を検討する。

さらに、高知県が実施する捕獲わな購入費補助事業等も活用する。県による補助がない場合は町単独での補助を検討する。

鳥獣被害防止を図るため、「個体数調整」「被害防除」を重要課題と定め対策を行う。

①個体数調整については下記事項について対策を行う。

- ・簡易捕獲檻の整備により、ハクビシン被害の軽減を行う。

②被害防除については下記事項について対策を行う。

- ・防護柵の購入に際し補助金を交付する。
- ・効果的な防護柵の設置方法を周知する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

狩猟者は年々高齢化しているが、新規に狩猟免許を取得する者も年間数名いる。今後も周知を強化し、狩猟者人口の拡大を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ シカ サル カラス ハクビシン	中芸猟友会、現地調査員、鳥獣保護管理員、鳥獣被害対策専門員との連携を図りながら、有害鳥獣の捕獲に取り組むとともに、必要に応じて捕獲檻を購入し被害地域に設置する。
令和5年度	イノシシ シカ サル カラス ハクビシン	中芸猟友会、現地調査員、鳥獣保護管理員、鳥獣被害対策専門員との連携を図りながら、有害鳥獣の捕獲に取り組むとともに、必要に応じて捕獲檻を購入し被害地域に設置する。
令和6年度	イノシシ シカ サル カラス ハクビシン	中芸猟友会、現地調査員、鳥獣保護管理員、鳥獣被害対策専門員との連携を図りながら、有害鳥獣の捕獲に取り組むとともに、必要に応じて捕獲檻を購入し被害地域に設置する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシの捕獲頭数実績は、令和元年度177頭、令和2年度112頭、令和3年度138頭となっており、捕獲頭数が多かった年の翌年は捕獲頭数が少なくなり、翌々年は捕獲頭数が多くなっている。3カ年の平均をとり、イノシシの捕獲計画数を年間142頭とする。

シカの捕獲頭数実績は、令和元年度149頭、令和2年度180頭、令和3年度見込み230頭と右肩上がりに増えている。今後も同様に推移していくかは見通せないが、シカの捕獲計画数を年間250頭とする。

サルの捕獲頭数実績は、令和元年度5頭、令和2年度9頭、令和3年度4頭となっている。3カ年の平均をとり、サルの捕獲計画頭数を年間6頭とする。

カラスについては、捕獲計画数を年間30羽とする。

ハクビシンについては、野菜への食害が多いため、簡易捕獲檻を町民に貸出して捕獲する。捕獲計画頭数を30頭とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	142	142	142
シカ	250	250	250
サル	6	6	6
カラス	30	30	30
ハクビシン	30	30	30

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
個別被害の発生に応じて、有害鳥獣捕獲の実施

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当無し

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

(2) その他被害防止に関する取組

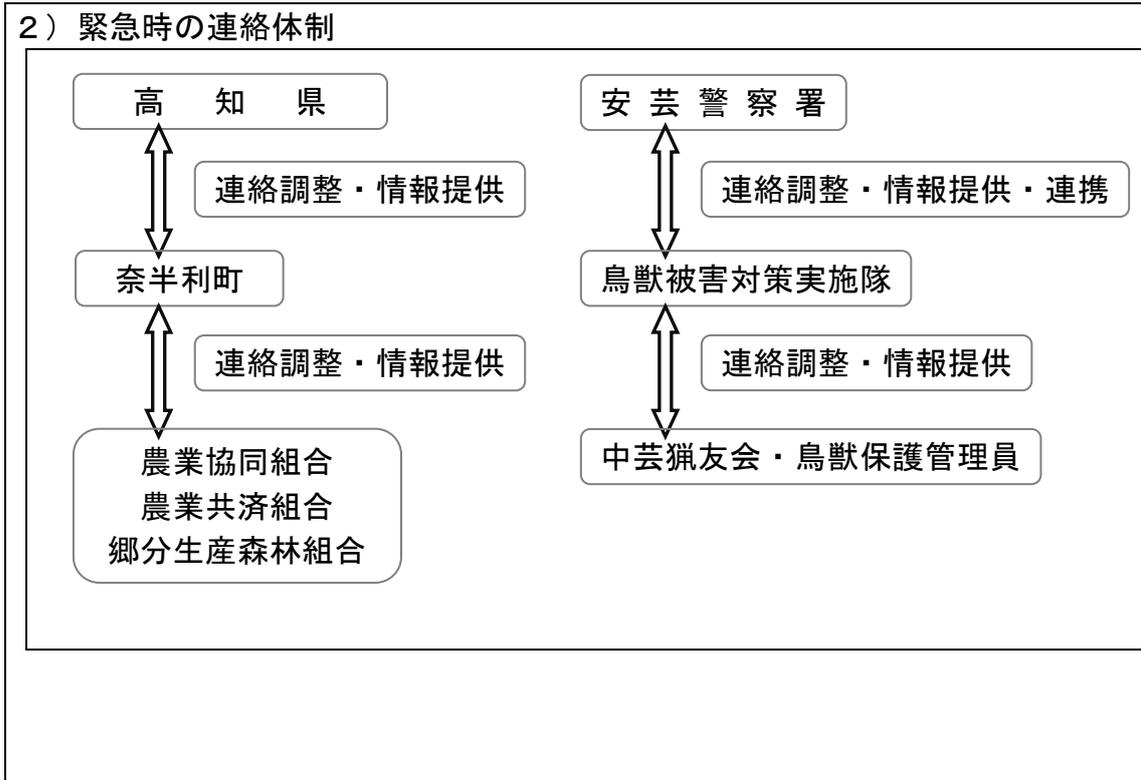
令和4年度	イノシシ シカ サル カラス ハクビシン	地域懇談会等において防除技術の普及活動を進め、専門知識を持つ鳥獣被害対策専門員とも連携して被害対策への科学的助言等もいただきながら、被害地域の加害鳥獣の分析や防除方法等を検討する。
令和5年度	イノシシ シカ サル カラス ハクビシン	地域懇談会等において防除技術の普及活動を進め、専門知識を持つ鳥獣被害対策専門員とも連携して被害対策への科学的助言等もいただきながら、被害地域の加害鳥獣の分析や防除方法等を検討する。
令和6年度	イノシシ シカ サル カラス ハクビシン	地域懇談会等において防除技術の普及活動を進め、専門知識を持つ鳥獣被害対策専門員とも連携して被害対策への科学的助言等もいただきながら、被害地域の加害鳥獣の分析や防除方法等を検討する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整・出動
中芸猟友会	地域巡回、情報収集・提供
鳥獣保護管理員	地域巡回、情報収集・提供
高知県農協奈半利支所	地域巡回、情報収集・提供
郷分生産森林組合	地域巡回、情報収集・提供
奈半利町	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
安芸警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
高知県	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	奈半利町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
奈半利町地域振興課	事務局、全般
中芸猟友会	鳥獣捕獲班の編成、予察
高知県農協奈半利支所	農業被害の状況及び対策検討
郷分生産森林組合	林業被害の状況及び対策検討
鳥獣保護管理員	鳥獣年間捕獲等実施計画、予察

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	該当なし

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成26年3月1日
任期：令和4年3月1日～令和6年2月28日
構成：町職員1名
規模：民間隊員なし
実施隊が行う被害防止施策：
集落点検見回り、対象鳥獣捕獲、追い払い、生息・被害調査、
広報、啓発等
事務局：奈半利町地域振興課

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲場所で適正に埋設していく

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし